

「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則を規定する通達」新旧対照表（主要関連部分仮訳）

	旧通達（通達第 21 号）	新通達（通達第 2 号）
付録 2	I. 第 5 項 (技能実習) －受入国側は、ベトナムにおける実習生に対する日本語教育及びオリエンテーション教育に係る費用（160 コマ）として 1 人当たり 15,000 円以上をサービス企業に支払う。 －介護職実習生の場合、受入国側は N4 日本語レベルまでの日本語教育費用の全額として 1 人当たり 10 万円以上を支払う。 －支払い方法：サービス企業の口座に送金	I. 第 5 項 (技能実習) －介護職実習生の場合、受入国側は N4 日本語レベルまでの日本語教育委託費用の全額として 1 人当たり 10 万円以上を支払う。 －介護以外の職種：受入国側は教育委託費用（160 コマ）として 1 人当たり 15,000 円以上を支払う。 －支払い方法：サービス企業の口座に送金
付録 2	II. 第 4 項（特定技能） －サービス企業は労働者から訓練費用を収受しない。受入国側は、サービス企業を通じて、日本側の要件を満たすために、労働者の全訓練費用を支払うものとし、外国語訓練及び職業技能訓練のための最低金額は 1 人当たり 10 万円とする。 －労働者が日本側の要件を満たす外国語及び職業技能を習得している場合、受入国側はサービス企業が訓練を実施する同業種の訓練費用と同水準の訓練費用を労働者に支払う。 －支払い方法：サービス企業の口座に送金	II. 第 4 項（特定技能） －受入国側は、労働者が受入側の要件を満たすため、日本語教育費用として一人当たり最低 5 万円以上、職業技能訓練費用として一人当たり最低 5 万円以上を支払う。 －支払い方法：受入国側はサービス企業の口座に送金

付録 2	(新規)	Ⅲ. 技術者や専門家として（海外へ）働きに行く労働者 第 1 項 労働安全、労働衛生 使用者は、労働安全、労働衛生訓練を実施する。業種、職種、仕事に適した作業用設備、安全衛生保護具を無料かつ十分に提供する。安全で衛生的な職場を確保しなければならない。 第 2 項 ベトナムと就労場所間の往復交通費負担責任 受入国側は、ベトナムから就労場所までの往路航空券料金を支払う。 法第 69/2020/QH14 号の第 19 条第 2 項の a、b、c、d、dd、e、h、i、k、m、n、p および q に規定されている内容については、日本の法律およびベトナムと日本との間の国際条約（あれば）の規定を適用する。 法第 69/2020/QH14 号の第 19 条第 2 項の l、r および s に規定されている内容については、ベトナムの法律、日本の法律およびベトナムと日本との間の国際条約（あれば）の規定に適合することにし、サービス企業および受入国側の両当事者の合意とする。
------	------	--